

## エコフィード認証制度の骨子(案)

## 1. 目的

資源循環型の社会形成の一環として、資源として有効活用できる食品残さ等を活用した飼料(エコフィード)について、一定の認証を与えることにより、その利用の促進を図り、もって飼料自給率の向上に寄与することを目的とする。

(注) エコフィードとは、食品残さ等利用飼料及び食品残さ等混合飼料であってその原料となる食品残さ等が国内で発生したものをいう。

## 2. 認証の対象となるエコフィード

	一般的に安全性の確保、 栄養成分のは握がなされているもの	それ以外のもの
食品残さ等 利用飼料	(1) ビール粕 ふすま 大豆油かす等	(2) 調理残さ 食べ残し 余剰食品等
食品残さ等 混合飼料	(3) ビール粕、ふすま等(1)と、 とうもろこし等又は粗飼料を 混合したもの  (2)を含まない	(4) 調理残さ、食べ残し等(2)と とうもろこし等又は粗飼料を 混合したもの

## 3. 認証申請者

飼料製造業者、飼料販売業者、使用する者(自家配合する者を含む)

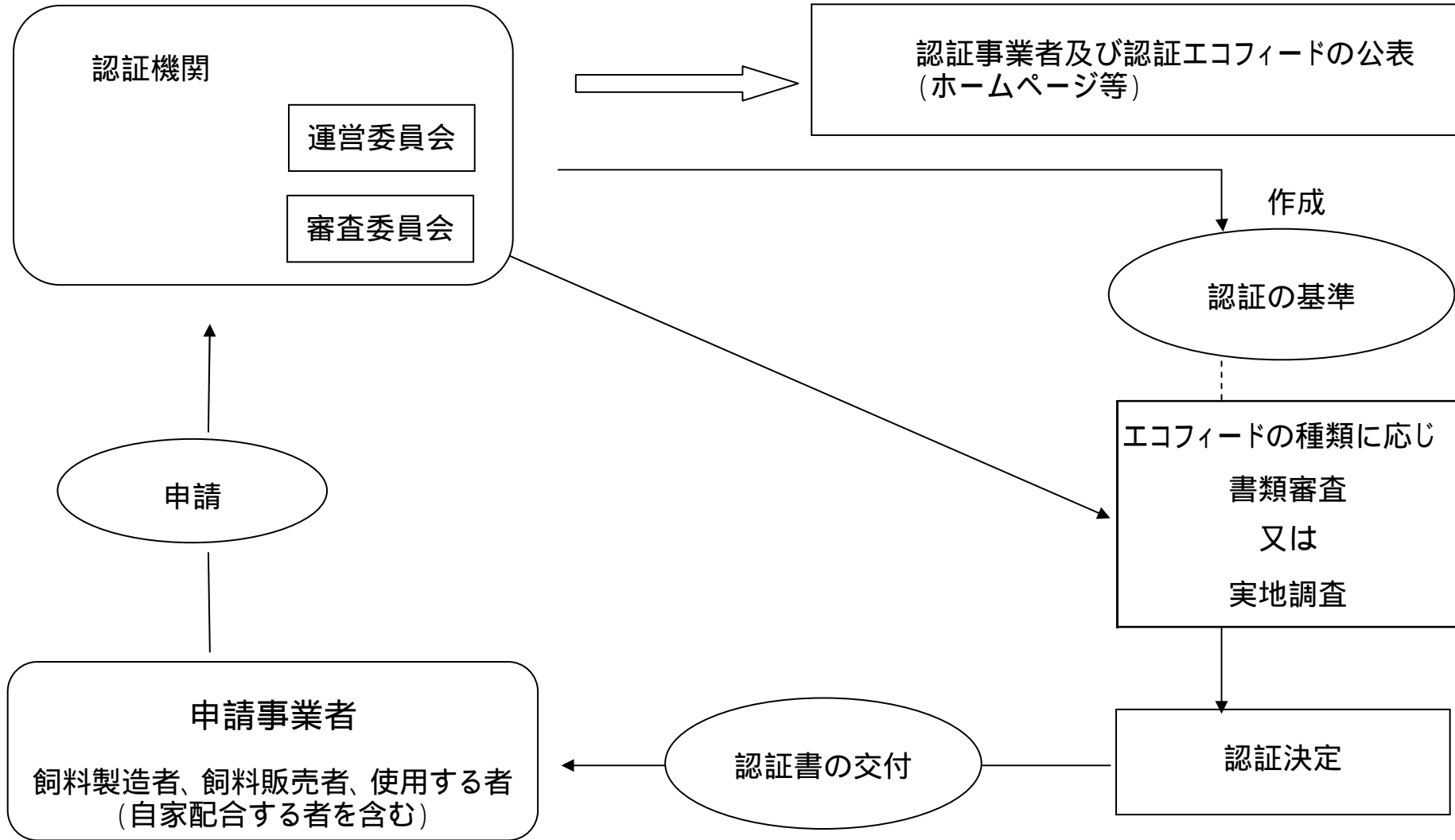
## 4. 認証基準

(ア)一般的に安全性の確保、 栄養成分のは握がなさ れているもの	・原料となる食品残さ等が国内で 発生したもの一定程度含むこと など	書類審査
(イ)それ以外のもの	・原料となる食品残さ等が国内で 発生したものを一定程度含むこと ・安全性ガイドラインの遵守の確認 ・栄養成分のは握等 など	書類審査、 実地調査等の審査

## 5. 今後の検討課題

・具体的な原料等を念頭に置いた基準、審査のあり方検討  
 ・現地調査、書類審査等の確認項目、手法等の検討  
 ・認証制度の実施主体の決定  
 ・運営委員会、審査委員会の委員の選定 等

# エコフィード認証のフロー図





## エコフィード認証事業実施要綱(案)

平成 年 月 日制定

平成 年 月 日施行

### 第1 目的

この要綱は、資源循環型の社会形成の一環として、資源として有効活用できる食品残さ等を活用した飼料(エコフィード)について、一定の認証を与えることにより、その利用の促進を図り、もって飼料自給率の向上に寄与することを目的とする。

### 第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 食品残さ等利用飼料

食品製造副産物・加工屑、余剰食品、調理残さ及び食べ残し(以下「食品残さ等」という。)をそのまま飼料として利用するもの又は原料として加工して飼料として利用するものをいう。

二 食品残さ等混合飼料

食品残さ等利用飼料を原料として他の飼料に混合したものをいう。

三 エコフィード

食品残さ等利用飼料又は食品残さ等混合飼料であって、その原料となる食品残さ等が国内で発生したものを一定程度含むものをいう。

### 第3 事業の実施

- 1 事業は、(以下「 」という。)がエコフィードの認証を申請する者に対し、このエコフィード認証事業実施要綱(以下「要綱」という。)に基づき、エコフィードを認証することにより実施する。
- 2 エコフィード認証事業の適正な運営を図るため、 にエコフィード認証事業事務局(以下、「事務局」という。)を、諮問機関としてエコフィード認証運営委員会(以下、「運営委員会」という。)及びエコフィード認証審査委員会(以下、「審査委員会」という。)を設置する。
- 3 運営委員会は、消費者関係団体、配合飼料製造企業、畜産物生産関係団体、エコフィードに関する学識経験者及び関係行政機関等の有識者によって構成し、事業の運営に係わる基本的事項について審議する。
- 4 審査委員会はエコフィードに関する学識経験者をもって構成し、エコフィードの認証に係わる審査を行う。
- 5 エコフィードの認証等に要する経費は、別に定める。

#### 第4 認証の対象

認証の対象は、事業場ごとに製造又は使用されるエコフィードとする。

#### 第5 認証の基準

認証の基準は、次の各号に掲げる飼料の種類ごとに、当該各号に定めるところによる。

- 一 別表1に掲げる食品残さ等のみを原料とする食品残さ等利用飼料
  - ア 当該食品残さ等のみを原料として使用していること。
  - イ その原料となる食品残さ等が国内で発生したものであること。
  - ウ 飼料業務管理責任者及び飼料品質管理責任者が設置されていること。
- 二 別表1に掲げる食品残さ等以外のものを原料とする食品残さ等利用飼料。
  - ア 当該食品残さ等を原料として使用していること。
  - イ その原料となる食品残さ等が国内で発生したものであること。
  - ウ 食品残さ等の種類ごとに、別表2に掲げる基準に該当すること。
  - エ 主な栄養成分量(含有しているたん白、脂肪、その他の栄養成分)が把握されていること。
  - オ 飼料業務管理責任者及び飼料品質管理責任者が設置されていること。
- 三 食品残さ等混合飼料  
混合されている食品残さ等の種類に応じ、第一号又は前号に掲げる基準。

#### 第6 認証の申請

エコフィードの認証の申請をしようとする者は、別に定める認証申請書に次項に定める書類を添付して、  
に提出しなければならない。

- 2 添付する書類の内容は、エコフィードの種類に応じ、次のとおりとする。
  - (1)別表1に掲げる食品残さ等のみを原料とする食品残さ等利用飼料
    - ア 食品残さ等の排出元及び食品残さ等利用飼料を製造又は使用する事業場の名称及び所在地(飼料販売業者が申請する場合には、これに加えて飼料販売業者の事業場の名称及び所在地)
    - イ 食品残さ等の名称及び性状
    - ウ 飼料業務管理責任者及び飼料品質管理責任者の職名及び氏名
  - (2)別表1に掲げる食品残さ等以外のものを原料とする食品残さ等利用飼料
    - ア 食品残さ等の排出元及び食品残さ等利用飼料を製造又は使用する事業場の名称及び所在地(飼料販売業者が申請する場合には、これに加えて飼料販売業者の事業場の名称及び所在地)
    - イ 食品残さ等の名称及び性状
    - ウ 食品残さ等の排出元と食品残さ等利用飼料を製造又は使用する者との契約書の写し(収集業者が介在する場合は相互間又は三者間の契約書の写し)

- エ 製造方法及び保管状況
  - オ 飼料の販売先又は譲渡先の名称及び所在地
  - カ 食品残さ等の種類ごとに、別表2に掲げる基準に該当することを記したのもの
  - キ 主な栄養成分量を記したのもの
  - ク 飼料業務管理責任者及び飼料品質管理責任者の職名及び氏名
  - ケ 認証申請に係る排出元の同意書
- (3)(1)に規定する食品残さ等利用飼料を原料とする食品残さ等混合飼料
- ア 食品残さ等の排出元、食品残さ等利用飼料を製造又は使用する事業場及び食品残さ等混合飼料を製造又は使用する事業場の名称及び所在地(飼料販売業者が申請する場合は、これに加えて当該飼料販売業者の事業場の名称及び所在地)
  - イ 食品残さ等の名称及び性状
  - ウ 混合する他の飼料の種類及び名称
  - エ 原料としての食品残さ等利用飼料及び食品残さ等混合飼料に係る飼料業務管理責任者及び飼料品質管理責任者の職名及び氏名。
- (4)(2)に規定する食品残さ等利用飼料を原料とする食品残さ等混合飼料
- ア 食品残さ等の排出元、食品残さ等利用飼料を製造又は使用する事業場及び食品残さ等混合飼料を製造又は使用する事業場の名称及び所在地(飼料販売業者が申請する場合は、これに加えて当該飼料販売業者の事業場の名称及び所在地)
  - イ 食品残さ等の名称及び性状
  - ウ 食品残さ等の排出元と食品残さ等利用飼料を製造又は使用する者との契約書の写し(収集業者が介在する場合は、相互間又は三者間の契約書の写し)及び当該食品残さ等利用飼料の製造業者と食品残さ等混合飼料の製造業者との契約書の写し(飼料販売業者が介在する場合は、相互間又は三者間の契約書の写し)
  - エ 食品残さ等利用飼料及び食品残さ等混合飼料の製造方法及び保管状況
  - オ 混合する他の飼料の種類及び名称
  - カ 飼料の販売先又は譲渡先の氏名又は名称及び住所
  - キ 食品残さ等の種類ごとに、別表2に掲げる基準に該当することを記したのもの
  - ク 原料となる食品残さ等利用飼料の主な栄養成分量を記したのもの
  - ケ 原料としての食品残さ等利用飼料及び食品残さ等混合飼料に係る飼料業務管理責任者及び飼料品質管理責任者の職名及び氏名。
  - コ 認証申請に係る排出元及び食品残さ等利用飼料製造業者の同意書(飼料販売業者が申請する場合は、これに加えて食品残さ等混合飼料製造業者の同意書)

## 第7 認証の申請者及び欠格要件

認証の申請を行うことができる者は、当該エコフィードに係る飼料製造業者若しくは飼料販売業者又は当該エコフィードを使用する者(以下「飼料製造業者等」という。)とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱の規定により認証を取り消され、その取り消しの日から1

年を経過しない飼料製造業者等は、第6の申請をすることができない。

## 第8 認証

は、認証の申請があった場合において、審査委員会に諮る等審査を行い、第5に定める基準に照らし適当と認められた場合には認証するものとする。

- 2 前項の審査のやり方は、別に定める。

## 第9 認証書の交付等

は、第6に定める認証の申請を受け、認証基準に基づいて認証したエコフィードに係る飼料製造業者等に対し、別に定める認証書を交付するものとする。

- 2 認証に係る飼料製造業者等が、交付された認証書を紛失又はき損したときは、別に定める認証書再交付申請書(き損した場合には、当該認証書を添付したもの)により、遅滞なく再交付の申請をしなければならない。
- 3 前項の規程により再交付の申請のあった飼料製造業者等に対し、  
は認証書を再交付するものとする。

## 第10 認証の有効期間

認証の有効期間は、認証の日から3年間とする。

## 第11 認証書の掲示

認証に係る飼料製造業者等は、第9第1項又は第3項の規定により交付された認証書を認証に係る事業所において掲示しなければならない。

## 第12 エコフィードの表示

エコフィードの認証に係る飼料製造業者等は、別に定めるところにより認証を受けたエコフィードの表示をすることができる。

## 第13 認証の更新の申請

認証に係る飼料製造業者等が認証の有効期間の満了に際し、引き続き認証を受けようとする場合には、認証の有効期間が満了する日の3ヶ月前までに、別に定める認証更新申請書を提出しなければならない。

## 第14 認証の変更の申請

認証に係る飼料製造業者等が認証申請の内容を変更する場合には、別に定める認証変更申請書に変更した内容を記載のうえ、第6第2項に定める書類を添付して  
に提出しなければならない。

## 第15 規定の準用

第7から第12までの規定は、認証の更新及び変更の場合に準用する。この認証の変更の場合において、第10中「3年間」とあるのは、「変更申請前の認証に係る有効期間の残存期間」と読み替えるものとする。

## 第16 認証の取消し

は、認証に係る飼料製造業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すことができる。

- 一 第6に規定する認証申請書及び添付書類、第13に規定する認証更新申請書及び添付書類又は第14に規定する認証変更申請書及び添付書類の記載内容等に虚偽が判明したとき。
  - 二 認証基準の不履行が判明し、相当の期間を定めて改善を求めても改善されないとき。
  - 三 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律等に違反したとき。
- 2 前項の規定により認証を取り消すときは、当該飼料製造業者等に別に定める認証取消書を交付するものとする。
- 3 認証に係る飼料製造業者等が第1項の規定により認証を取り消されたときは、速やかに認証書を返納しなければならない。

## 第17 認証の辞退等

認証に係る飼料製造業者等は、次の各号に該当する場合には、別に定める届書により、認証書を添えて速やかに届け出なければならない。

- 一 自ら認証を辞退しようとするとき。
- 二 認証を受けたエコフィードの製造を中止したとき。

## 第18 公表

は、認証を受けた飼料製造業者等の名称等を公表することとする。

## 第19 その他

その他認証制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 別表 1

告示による区分	食品残さ等の名称
穀物	パン粉（パン屑（乾）） もみ
そうこう類	あわぬか 大麦ジスチラーズグレイン（乾燥したもの） 大麦ジスチラーズグレインソリュブル 大麦ジスチラーズソリュブル クエン酸発酵かす 米ぬか 米胚芽 コーングルテンフィード 酒かす しょうちゅうかす しょう油かす 大豆皮 でん粉かす（甘しょでん粉かす）（乾燥したもの） でん粉かす（馬鈴薯でん粉かす） 糖蜜ジスチラーズソリュブル とうもろこし・大麦・ジスチラーズグレイン とうもろこし・大麦・ジスチラーズグレインソリュブル とうもろこし・大麦・ジスチラーズソリュブル とうもろこしジスチラーズグレイン とうもろこしジスチラーズグレインソリュブル とうもろこしジスチラーズソリュブル 麦芽根 ビールかす（乾燥したもの） ふすま 膨化ふすま ホミニーフード 麦ぬか
植物性油かす類	あまに油かす エクストルーダー処理大豆油かす 加湿加熱処理大豆油かす 加糖加熱処理大豆油かす カポック油かす 屑大豆油かす ごま油かす コーングルテンミール とうもろこし胚芽油かす（コーンジャームミール） サフラワー油かす 大豆油かす 大豆胚芽油かす 大豆ホエー なたね油かす 発酵脱皮大豆油かす 酵素分解物脱皮大豆かす パーム核油かす ひまわり油かす

	膨化脱皮大豆油かす 綿実油かす やし油かす 落花生油かす
動物質性飼料	家禽処理副産物（チキンミール） 家禽処理物（ホールチキンミール） かに殻粉末（カニ殻ミール） 乾燥ホエー 魚粉（ホワイトフィッシュミールを除く） （全脂粉乳） 全卵酵素分解物 （脱脂粉乳） 肉骨粉（豚肉骨粉、ミートボンミール） 肉粉（ミートミール） フェザーミール
その他	あめかす カカオ豆殻 菓子屑 菓子パン屑 コーヒーかす （とうもろこし穂軸粉末（コーンコブミール）） コーンスチープリカー シャーナットかす 製麺屑 てん菜製糖副産液 とう乳かす とうふかす パイナップルかす バガス ビートパルプ みかんジュースかす りんごジュースかす 糖蜜

---

注：告示とは、飼料の公定規格（昭和51年7月24日農林省告示第756号）をいう。

：（ ）書きで記載したものは、除外すべきとの意見もある製品です。

別表 2

## 原料収集、製造等に関する基準

		1. 原料収集		
		(1) 原料排出元の分別	(2) 収集時の分別	
食品製造副産物・加工屑		ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質、魚介類由来たん白質(乳・乳製品、卵・卵製品、大臣確認を受けたものを除く。)を原料としないこと。	かびの発生及び腐敗が認められるものは原料としないこと。	
余剰食品				包装品にあっては、包装資材を極力除去すること。
事業系	調理残さ	調理器具の破片等の異物を除去し、専用容器に分別すること。病原微生物汚染の蓋然性が高いものは原料としないこと。		原料排出元の状況を確認し、不適切なものは収集の対象としないこと。
	食べ残し	調理残さに比べ有害なものが混入する可能性が高いことから、有害物質を確実に除去できる場合以外は使用しないこと。具体的には、たばこ等の混入がなく、はし、つまようじを除去し、専用容器で分別すること。		
家庭	調理残さ	事業系に比べて多種の異物が混入する可能性が高く、安全性の確保が難しいものは原料としないこと。		
	食べ残し			

		(3) 排出元の責任	(4) 排出元との契約	(5) 排出元での確認	(6) 排出元の教育・要請等
食品製造副産物等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・洗剤等の混入を防止すること。</li> <li>・かびの発生及び腐敗を防止する対策をとること。</li> <li>・保管に際し、蓋付きの専用容器に入れること。</li> <li>・このほか、原料として不適切と認められたものは、飼料原料として排出しないこと。</li> </ul>	<p>排出元の責任、保管条件、飼料原料としての品質確保のための努力義務等について締結すること。</p> <p>分別 排出元の責任、保管条件、飼料原料としての品質確保のための努力義務等について締結すること。</p> <p>(生残飯を畜産農家で直接利用する場合)</p> <p>収集に際し、畜産農家は排出元と直接契約を締結すること。</p>	<p>排出元に定期的に出向いて契約内容の遵守状況について確認すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約締結に際し、異物分別等の具体的手法について排出元に対して必要に応じ教育を行うこと。</li> <li>・分別等の徹底を改めて要請すること。</li> </ul>
余剰食品					
事業系	調理残さ				
	食べ残し				
家庭	調理残さ				
	食べ残し				

		2.原料の運搬・保管	3.製造					
				(1)原料受入時の分別	(2)病原微生物汚染対策	(3)A飼料の製造	(4)配合飼料原料、 添加物の使用	
食品製造副産物等		<p>・排出元での保管は極力短くし、迅速に収集すること。</p> <p>・運搬に際しては、病原微生物汚染を防止する観点から、カラス等からの隔離及び異物の混入を防止するため蓋付きの専用容器に入れること。</p> <p>・運搬は、保冷庫で行うことが望ましいこと。用いない場合は、極力移動距離を短くし、腐敗、脂質の酸化等の品質劣化を防止しすること。</p> <p>・専用容器は、使用后洗浄又は消毒すること。</p> <p>・運搬した原料は、出来るだけ早く製造・使用し、一時保管は保冷庫又は冷暗所で保管すること。</p> <p>・食べ残しは、長期保管しないこと。</p>	かびの発生、腐敗等が認められるものは原料としないこと。		生肉等の混入の可能性があるものは、70℃、30分以上加熱すること。	ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質、魚介類由来たん白質、(乳・乳製品、卵・卵製品、大臣確認を受けたものを除く。)を原料としないこと。	配合飼料の原料を製造する場合は、粉末乾燥処理後、水分を13.5%以下とすること。 抗酸化剤、防かび剤等を使用する場合は飼料添加物を使用すること。	
余剰食品				原料収集時に分別出来なかった包装資材を分別除去すること。				ない場合も防止の観点から加熱処理を推奨すること。
事業系	調理残さ			原料収集時に分別出来なかった金属異物、はし、つまようじを除去すること。				
	食べ残し							
家庭	調理残さ							
	食べ残し							

		4. 製品の保管、出荷等	5. 製造管理体制
食品製造副産物等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・製品は、カラス等からの隔離又は異物の混入を防止するため、紙袋、トランスバック等密閉容器に保管すること。</li> <li>・水分含量等製品の状況に応じた温度管理を行い保管することとするが、可能な限り早く出荷すること。</li> <li>・ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質、魚介類由来たん白質(乳・乳製品、卵・卵製品、大臣確認を受けたものを除く。)を含む飼料は、豚用又は家きん用以外に出荷しないこと。</li> <li>・A飼料の輸送は、A飼料専用の容器を使用すること。</li> </ul>	飼料を製造等する場合は、飼料業務管理規則を策定し、原料の収集から製造、さらに製品の品質管理、製品の表示、帳簿の記載等を行うこと。
余剰食品			
事業系	調理残さ		
	食べ残し		
家庭	調理残さ		
	食べ残し		

・農家における製造、保管及び使用に関する基準

		1. 製造	2. 保管	3. 使用		
				(1) 使用の制限	(2) 使用上の注意事項	(3) 生残飯の取扱い
食品製造副産物等		の1から3までによること。	紙袋、トランスパック等密閉容器に保管すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ乳動物由来たん白質を含む飼料は、豚又は家きん以外に使用しないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬入された飼料は、速やかに使用すること。</li> <li>・食塩、硝酸塩の含有量を含め栄養分を把握し、適切な割合で使用すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生肉等が混入している可能性のあるものは、70℃、30分以上等加熱処理後に使用すること。</li> <li>・生肉の混入がないものも病原微生物の汚染防止のため必要に応じて加熱処理後に使用すること。</li> </ul>
余剰食品						
事業系	調理残さ					
	食べ残し					
家庭	調理残さ					
	食べ残し					

- 注：1 食品製造副産物・加工屑とは、米ぬか、酒かす、しょうちゅうかす、しょう油かす、でん粉かす、ビールかす、ふすま、麦ぬか、コーングルテンミール、果汁かす、とうふかす、パン屑、ビートパルプ、バガス、茶かす、糖蜜、コーンステープリカー等食品の製造過程で得られる副産物及び野菜カット屑等加工屑をいう。
- 2 余剰食品とは、飯、パン、麺類、とうふ、野菜、菓子、牛乳、アイスクリーム、惣菜、弁当等食品として製造されたが、食品としての利用がなされないものをいう。
- 3 調理残さとは、調理に伴い発生する残さをいう。
- 3-1 事業系調理残さとは、食事を提供する事業所から排出する調理残さをいう。
- 3-2 家庭調理残さとは、一般家庭から排出される調理残さをいう。
- 4 食べ残しとは、調理されたものが食用に供された後、食べ残されたものをいう。
- 4-1 事業系食べ残しとは、食事を提供する事業所で発生する食べ残しをいう。
- 4-2 家庭食べ残しとは、一般家庭で発生する食べ残しをいう。
- 5 生残飯とは、調理残さ及び食べ残しを収集したもので、更なる過熱加工等がされていないものをいう。
- 6 A飼料とは、飼料等及びその原料のうち、農家において反すう動物(牛、めん羊、山羊及びしかをいう。)に給与される又はその可能性のあるものとして動物由来たん白質等が混入しないように取り扱われるものをいう。